

2020年7月7日

株式会社ユビキタス AI コーポレーション

代表取締役社長 長谷川 聡

問合せ先： 執行役員 管理本部長 芦谷 耕司

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的向上と社会からの信頼獲得のために企業活動を規律する枠組みであると考えております。社会にとって価値ある企業となるために、今後もコーポレート・ガバナンスの維持・強化を図って参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレート・ガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鈴木 仁志	346,000	3.30
上田八木短資株式会社	260,000	2.48
株式会社 SBI 証券	248,518	2.37
株式会社村田製作所	202,000	1.93
徳増 英一	129,300	1.23
南方 達生	100,000	0.95
au カブコム証券株式会社	82,300	0.78
日本証券金融株式会社	77,400	0.74
鈴木 ミチ子	76,900	0.73
マネックス証券株式会社	72,369	0.69

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—
---

3. 企業属性

上場予定市場区分	J A S D A Q
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—
---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。
--------------

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	H	i	j	k
阿部 海輔	公認会計士											
爲廣 暁雄	他の会社の出身者								△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿部 海輔	○	—	これまでの当社における社外監査役としての実績に加え、今後も、公認会計士としての観点から、当社の経営に対する監督と助言を頂きたいため、社外取締役として選任しています。 また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ5. (3) の 2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。
爲廣 暁雄	○	同氏は、Noah International Corp.の董事長兼総経理であります。当社は、同社に過去に製造委託契約の取引関係がありましたが、2019年3月期以降の取引はございま	IT及びソフトウェアに関する事業の企業経営者としての豊富な経験があり、経営上求められる判断力、見識などを有し、当社の経営に対する監督と助言を頂きたいため、社外取締役として選任しています。 また、東京証券取引所の「上場管理等に関する

	せん。当社と同社の利害関係は、当社の意思決定に重大な影響を与えるものではなく、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	ガイドラインⅢ5. (3) の 2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。
--	----------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>当社は監査役制度を採用しており、社外監査役 3 名（うち独立役員 3 名）体制です。監査役は常に取締役会に出席し、取締役の職務執行状況をチェックしております。</p> <p>会計監査人は太陽有限責任監査法人を選任し、監査契約を結び、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しており、監査役は必要に応じて、会計監査人から会計監査に関する報告を受け、情報交換をしております。</p> <p>社長又は社長の指名する者が、年間内部監査計画に則り、会計伝票、財務管理表の通査等の内部監査を実施しており、監査役は、内部監査担当部門との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘事項について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図っております。</p> <p>また、内部監査担当部門は、監査役による監査及び会計監査人による監査と相互に効率的に遂行できるよう協力しており、監査役、監査法人及び内部監査部門は、年 2 回の会合をもち情報交換をしております。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人	3名

数	
---	--

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	J	k	l	m
山形 有司	他の会社の出身者													
皆川 克正	弁護士													
阿曾 友淳	公認会計士										△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山形 有司	○	—	同氏は、主に、外資系企業において管理部門を統括してきた豊富な経験と見識を当社の監査に活かして頂きたいため、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ5. (3) の2」に定められた事項のいず

			れにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。
皆川 克正	○	—	<p>同氏は、主に、弁護士としての企業法務の経験が豊富であり、その経験と見識を当社で活かして頂きたいため、社外監査役に選任しています。</p> <p>また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ5. (3) の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。</p>
阿曾 友淳	○	同氏とは、業務委託契約に基づき企業会計分野に関する助言等を受けておりましたが、対価は当社への経済的依存度が生じるほどの多額ではなく、また、当該契約は、当社監査役就任と同時に終了しておりますので、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	<p>同氏は、主に、公認会計士並びに他社での監査役としての幅広い見識、豊富な経験を当社の監査に活かして頂きたいため、社外監査役として選任しています。</p> <p>また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ5. (3) の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の</p>

			生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。
--	--	--	---------------------------

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はございません。
--------------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

<p>2019年5月31日に第10回新株予約権の行使期限が満了し、ストックオプションは消滅いたしました。が、今後も、取締役及び従業員の当社に対する経営参画意識を高め、会社業績向上に対する意識や士気を喚起することを目的としてストックオプションその他のインセンティブプランの導入を検討して参ります。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

<p>2020年度3月期の取締役及び監査役の報酬総額は、有価証券報告書及び事業報告において開示しております。内訳は以下のとおりであります。</p> <p>1. 取締役報酬は7名に対するもの75,230千円、うち社外取締役3名に対するもの8,130千円です。取締役の支給人員は、2019年6月21日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した2名を含んでおります。</p> <p>2. 監査役報酬は4名に対するもの14,400千円、うち社外監査役4名に対するもの14,400千円です。2019年6月21日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し取締役に就任した阿部海輔氏については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めております。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>取締役及び監査役の報酬等は、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、当社の業績向上、遵法適切な安定的経営及び企業価値の増大を図るための報酬体系としております。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------

取締役の報酬は、株主総会で決議された年間報酬限度額（年額：5億円以内平成16年10月22日開催臨時株主総会決議）の範囲内で、取締役会の決議にて決定しております。職責に応じた基本報酬、短期的な業績に連動する賞与、会社の長期的な成長と連動するストック・オプションの3要素によって構成します。なお、2020年3月期はこのうち基本報酬のみを支給し、該当費用の計上を行っております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された年間報酬限度額（年額：1億円以内平成16年10月22日開催臨時株主総会決議）の範囲内で、職責に応じて監査役会において決定しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外取締役・社外監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、取締役会を運営・補佐する組織としては、取締役会事務局がその役割を担っており、取締役会の開催にあたっては、事前に付議する議案の案内及び資料の事前配布を行い、必要に応じて補足説明を行っております。

なお、社外監査役に対する全般的な情報伝達は、監査役会において、常勤監査役が定期的に行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は5名の取締役で構成され、取締役会は原則毎月1回開催しており、当社の業務執行を決定するとともに、月次の業績動向等の報告を行っております。なお、必要に応じ臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。

また、当社の取締役会には、2名の社外取締役が選任されております。社外取締役は、取締役会に出席し、業績その他の経営状況の把握に努め、客観的立場から助言を行い、意見を述べています。

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役3名（うち独立役員3名）体制です。監査役は常に取締役会に出席し、取締役の職務執行状況をチェックしております。また、監査役監査については、管理部門を統括してきた豊富な経験、見識を有する者、公認会計士資格を有する者及び弁護士資格を有する者を社外監査役として選任しており、経営監視機能が有効に機能する体制を構築しております。

会計監査人は太陽有限責任監査法人を選任し、監査契約を結び、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

#### 【責任限定契約の概要】

会社法第427条第1項に基づき、当社と社外取締役2名及び社外監査役3名とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と会社法第425条第1項の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

【役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法】

取締役及び監査役の報酬等は、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、当社の業績向上、遵法適切な安定的経営及び企業価値の増大を図るための報酬体系としております。

取締役の報酬は、株主総会で決議された年間報酬限度額（年額：5億円以内平成16年10月22日開催臨時株主総会決議）の範囲内で、取締役会の決議にて決定しております。職責に応じた基本報酬、短期的な業績に連動する賞与、会社の長期的な成長と連動するストック・オプションの3要素によって構成します。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された年間報酬限度額（年額：1億円以内平成16年10月22日開催臨時株主総会決議）の範囲内で、職責に応じて監査役会において決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会設置会社であり、取締役会は少なくとも月1回開催し、迅速な意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は3名の常勤取締役と2名の非常勤取締役（社外取締役）で構成されております。

また、当社は監査役会設置会社であり、3名の社外監査役を選任しております。監査役は、会計、法律及びリスクマネジメント全般に精通しており、取締役会への出席や重要書類の閲覧などにより、取締役の職務執行について監査を行っております。

以上により、経営監視機能が十分に発揮できる体制を整えていると判断しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	直近期における株主総会は、集中日を回避して、2020年6月19日午後2時00分より開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンまたは携帯端末から当社が指定する議決権行使サイト（ <a href="https://www.web54.net">https://www.web54.net</a> ）にアクセスし、電磁的方法によって議決権を行使することが可能となっております。
その他	株主総会の運営については、映像を利用した事業報告を行うなど、株主にわかりやすい運営を目指しております。招集通知は、当社ホームページにも掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による

		説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	直近期において、アナリスト・機関投資家向け定期説明会を以下のとおり開催しました。 2020年3月期第2四半期決算説明会：2019年11月14日 2020年3月期決算説明会：2020年5月15日	あり
IR資料をホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、招集通知、その他適時開示書類、中期経営計画、株主総会（動画配信）等	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部が担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>■内部統制基本方針</p> <p>1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(1) コーポレート・ガバナンス</p> <p>a. 取締役会</p> <p>取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。</p> <p>また、当社は、取締役会の監視機能の維持、強化のため、社外取締役2名を選任しております。</p> <p>b. 取締役</p> <p>取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行します。</p> <p>c. 代表取締役</p> <p>代表取締役は、取締役会において業務執行状況の報告を行います。</p> <p>d. 監査役</p> <p>監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査部門及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施します。</p> <p>(2) コンプライアンス</p> <p>「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス事務局を置き、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施、内部情報提供制度の整備等コンプライアンス体制の充実に努めます。なお、当社におけるコンプライアンス取組みに関する決定、及び進捗状況の管理は取締役会が行い、統括責任者は社長と</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

します。

(3) 財務報告の適正性確保のための体制整備

「経理規程」その他社内規程、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図ります。

(4) 内部監査

内部監査は、社長又は社長が指示した者が行うこととし、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定書類のほか、職務遂行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を関連資料とともに「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理します。

(2) 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスク、CSR・コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、その他様々なリスクに対処するため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、各種管理規程、取組基準、投資基準、リスク限度額、取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、全社のリスクを統括的かつ個別的に管理します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するために「業務分掌規程」、「職務権限一覧」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図ります。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役又は監査役として、当社の取締役又は監査役を派遣し、子会社の取締役の業務執行の監視・監督又は監査を行います。

(2) 当社は、子会社の事業計画、経営状況、業務執行の状況等につき、子会社の取締役を通して当社の経営会議若しくは取締役会に報告させることにより、当社グループ全体の業務執行状況の適時把握を図り、必要に応じて子会社に対して改善点等を指摘します。

(3) 当社と子会社間の取引条件については、一般の取引条件と比べて、いずれかに著しく不利益とな

ったり、恣意的なものとなったりしないように決定します。

6. 監査役が、その職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（1）補助使用人の設置

補助使用人について、取締役会は監査役と協議を行い、必要に応じて当該使用人を任命及び配置する。監査役は、補助使用人に対して監査業務に必要な事項を指示することができるものとします。

（2）補助使用人に対する指揮命令権限及び人事権

監査役が指定する補助すべき期間中は、補助使用人に対する指揮命令権限は監査役に移譲されたものとし、取締役は補助使用人に対し指揮命令権限を有しないものとします。また、補助使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分については、事前に監査役会の同意を必要とするものとします。

7. 取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

（1）取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行状況を監査役に報告するものとします。

（2）取締役は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、次に掲げる事項をその都度報告します。

- ・財務及び事業に重大な影響を及ぼす決定等の内容
- ・業績及び業績の見通しの発表の内容
- ・内部監査の内容と結果及び指摘事項の対策
- ・行政処分の内容
- ・その他監査役が求める事項

（3）使用人による報告

使用人は監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実、重大な法令又は定款違反事実がある場合には、直接報告することができます。

（4）子会社の取締役、執行役員及び使用人から監査役に報告すべき事項として報告を受けた者は、当該報告事項を当社の監査役に対して報告します。

8. 監査役に対して上記報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当該報告者に対し、報告したことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底しております。

9. 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払、又は償還の手続その他の当該仕事の執行について生ずる費用、又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役から仕事の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求を受けたときは、監査役の仕事の執行に支障のないように速やかに費用または債務の処理を行います。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 内部監査部門と監査役の連携

監査役は、内部監査部門との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘事項について協議し、意見交換をするなど密接な情報交換と連携を図ります。

(2) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用することができます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 「反社会的勢力対応ガイドライン」を定め、暴力団等反社会的勢力とは一切の関係を持たないとの企業倫理確立に努めており、反社会的勢力との関係は一切ありません。

(2) 反社会的勢力との関係遮断は、コンプライアンスの精神に則り対応するとともに、企業防衛の観点からも不可欠であり、その潜在的リスクに対しては全ての役員、使用人に対し周知徹底に努めています。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

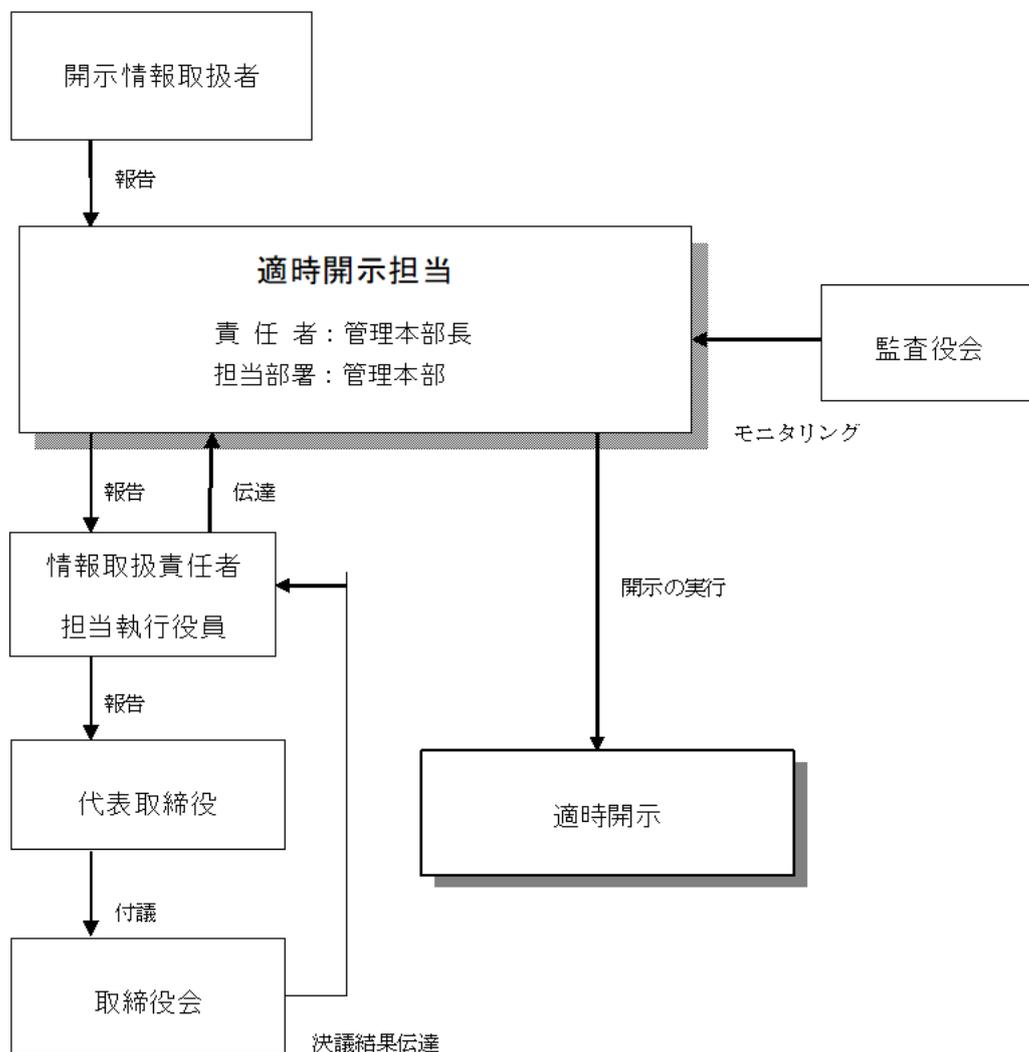
該当項目に関する補足説明

—
---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

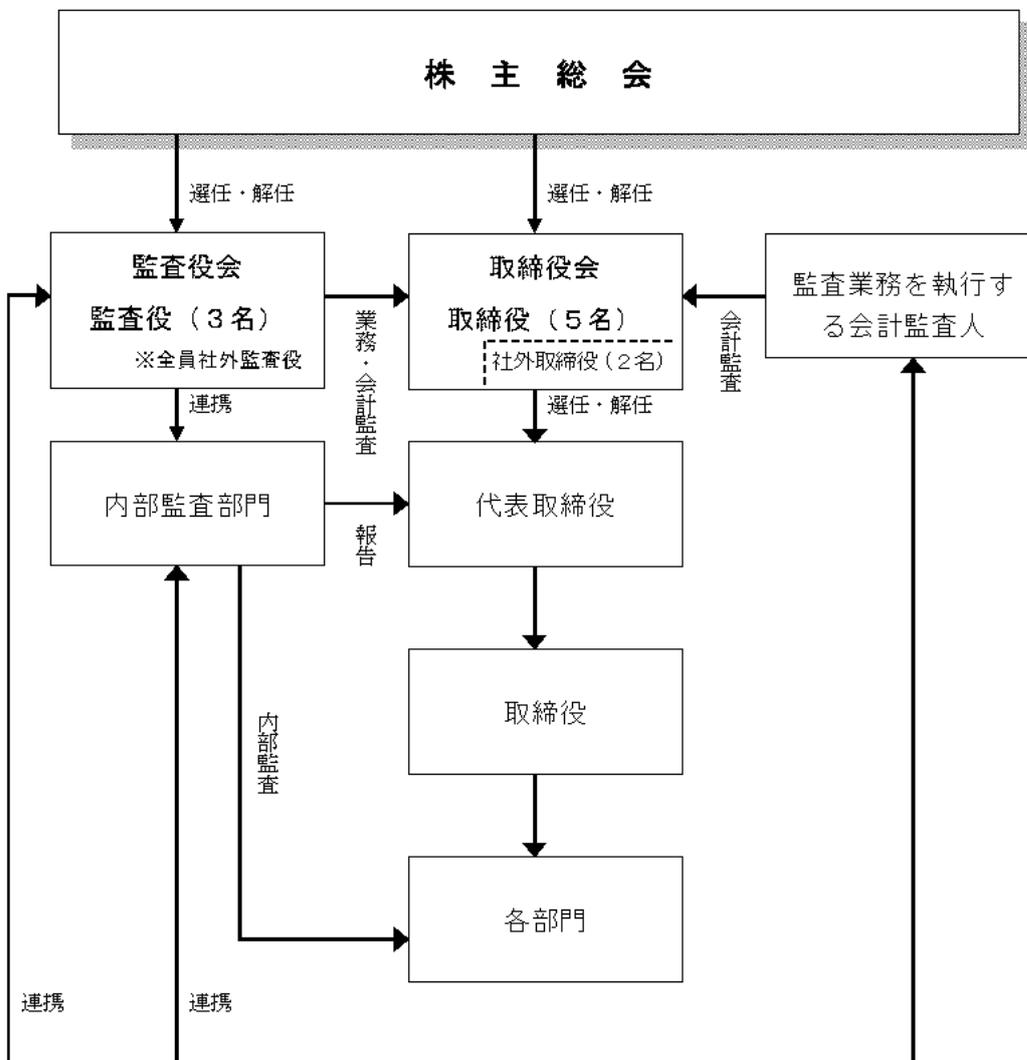
—
---

《参考資料》 適時開示体制の概要



《参考資料》 模式図

コーポレート・ガバナンス及び内部統制体制



以上